平成２６年（フ）第７９３６号
埼玉県川越市大字並木67―１―Ｂ―401
債務者　森本　朋子（旧姓三上）
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９３７号
東京都葛飾区堀切２丁目11―12―102
債務者　風見　ソメ
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９３８号
東京都八王子市館町1097―２―10―811
債務者　高橋　一純
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９３９号
埼玉県川口市大字芝4857
債務者　高橋　雅之
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９４０号
埼玉県狭山市狭山台２丁目25―６―303
債務者　平塚　賢次
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９４４号
埼玉県川越市大字砂871―１―206
債務者　下地　　隆
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９５９号
埼玉県春日部市大枝89―９―９―106
債務者　浅野目亮一
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９６６号
東京都杉並区久我山４丁目50―13―209
債務者　山口　和子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９６７号
東京都板橋区赤塚新町２丁目11―３―207
債務者　土田　一男
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９７０号
東京都町田市本町田1866―７―Ｂ―101
債務者　加藤　　望
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９７１号
東京都杉並区西荻北５丁目17―９―105
債務者　松本たか子
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９７４号
東京都足立区谷中３丁目10―13　第３谷中コーポ201
債務者　宮下　友子（旧姓駒崎）
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９７７号
東京都武蔵村山市緑が丘1460―1107―1004
債務者　井岡　歳廣
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９７８号
東京都武蔵村山市緑が丘1460―1107―1004
債務者　井岡壽美子
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９８４号
東京都武蔵村山市神明２丁目111―１―308
債務者　鈴木　巳幸
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９８８号
東京都港区台場１丁目３―１―811
債務者　光野ちよみ
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部